

災害時における相互応援に関する覚書

寒川郵便局長（以下「甲」という。）及び寒川町長（以下「乙」という。）は、寒川町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、寒川町内の郵便局及び寒川町が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、寒川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 郵便局又は寒川町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (3) その他必要に応じ前記(1)及び(2)に定めのない事項で協力できるものとする。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（災害情報等連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 寒川町内の郵便局は、地震その他の災害に備え町内各地域で行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、寒川郵便局総務課長、乙においては寒川町環境経済部町民生活課長とする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 9年 6月 2日

(甲) 寒川町宮山187番地

郵政省 寒川郵便局

寒川郵便局長

杉野



(乙) 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長

後洋

